
戦後初期石炭争議の基礎過程

1973.3.10～3.17執筆

遠藤公嗣

I 問題の所在

1945年8月15日、日本帝国主義の崩壊とともに、戦後の労働運動は始まった。全国各地で続々と労働組合が結成され、その多くが直ちに争議に突入し、戦後労働運動史のオ1ページが始まるのである。

さて、このような労働運動の展開の中で、炭鉱労働者が、表1に示されるようにその先頭を切って運動を展開していったことは良く知られている。特に北海道の諸炭鉱において

表1
第34表 昭和21年までの炭鉱労働組合結成と争議の状況

	組合数	組合員数	組織率	争議件数	参加人員
昭和20年10月	5	11,479	2.53	8	6,312
11月	34	72,509	18.1	12	19,715
12月	96	141,860	35.4	17	56,836
21年1月	168	212,259	52.9	6	3,474
2月	238	289,399	72.1	11	8,790
3月	315	320,804	79.9	15	113,767
4月	355	332,519	82.6	12	16,923
5月	388	347,032	86.4	10	30,162
6月	406	352,818	87.9	5	17,348
7月	415	356,818	88.9	4	14,454
8月	429	361,166	90.0	5	28,324
9月	440	364,574	90.9	7	16,437
10月	449	365,882	91.1	5	91,867
11月	462	368,963	91.9	2	410
12月	468	369,446	92.1	4	20,579
22年1月	470	369,513	92.2	1	2,616

日本石炭鉱業連盟調査。20年10月の数字は9月中の争議。1件975人参加を含む。

労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査』1「炭争議」P52〔以下「炭争議」と略す〕

は、「人民裁判事件」²⁾としてその激烈な戦術を知られた三菱美唄炭鉱の争議、読売新聞社の生産管理斗争³⁾に続いて1945年12月12日に炭鉱最初の生産管理斗争に突入した三井美唄炭鉱の争議⁴⁾など、戦後初期の労働運動を代表し得る運動を展開したところが少ない。

これに比して、九州地方の諸炭鉱における運動はやや遅れるのである⁵⁾が、その点に関しては別途の機会に究明することとして、⁶⁾本稿では、北海道地方における戦後初期の運動を念頭において見て行きたい。

ところで、これらの炭鉱争議の原因については、これまでのところほぼ以下の3つの点が考えられているようである。すなわち、オ1には「戦時中の労働強化に対する忿懣」、オ2には「窮乏した食糧事情」、オ3には「華人、朝鮮人労働者が集中していたため、騒擾もはげしく無警察状態におちいっていたこと」⁷⁾、この3点である。

オ2の点については、この反映として表2

のように労働組合の要求項目の圧倒的な部分が「給与関係」と「配給改善」に集中していることを見れば明らかである。

表2 戦後1年半の炭鉱労働組合の要求(件数)

	給与関係	配給改善	時間短縮	有給休暇	組合参加	労働協約	その他
1945.9~46.1	69	48	28	3	3	2	25
46.2~46.5	140	31	22	57	19	10	90
46.6~46.8	61	16	5	11	5	11	23
46.9~47.2	118	13	11	16	3	22	25
47.2~47.4	4	—	—	—	1	4	10

岡谷三喜男「石炭鉱業の生産力と労働者階級——戦前戦後の炭鉱労働をめぐって——」p349
 「東洋経済学研究会30周年記念論文集(二)」戦時戦後の日本経済に所収

またオ3の点については、単に無警察状態という権力の真空状態を意味するだけでなく、三菱美唄炭鉱労働組合の場合には次のように組合結成にあたって積極的な支援すら受けるのである。「西村氏[組合結成の中心人物の1人、オ3代執行委員長]が水谷氏[同じく中心人物の1人、初代執行委員長]等との組合結成の意向を既に解放されて居た華人の大

和寮書記長であった張連栄氏に話し同氏を通じて隊長であった、オ八路軍張少尉に紹介された張少尉は、労働組合結成に賛成されると共に労働者の解放運動を強く要望、又同じ、アジア民族として、自分も、中国に帰ったら、労働者の解放運動に当り共に闘う事を約束して激励された。尚組合結成への準備資金の一助にと、金参百円を寄附された、こうした蔭からの激励と厚志によって、一層組織活動は勇気づけられた。」⁸²

オ2、オ3の点が労働者の具体的な決起の契機となったことは疑いない。しかしながらこれらの点はおくまで契機なのであって、これらの点から契機たり得たか、換言すればこれらを契機として斗争を組織し得る下地が炭鉱労働者の中にいかにして形成されていったかについては不明のまゝなのである。このように考えれば、この下地の形成過程、すなわち戦争中労働者がいかに存在していたかを我々は考える必要に至るのである。

では、先におげたオの点「戦時中の労働強化に対する念慮」が、戦後初期の炭鉱争議の本質的原因をなすものであるのか。この考え方の基底には、戦時中は労働者は全般的な圧制下にあつたが、戦後それがとりのぞかれるとともに労働者は立ち上がった、という意識がひそんでいると考えられる。しかしこれもまた不十分である。まず、戦争中に通説のようにはたして労働者は全般的圧制下にあつたのかという事実認識についての疑問が生ずる。以下の行論で明らかにされるところであるが、この点に関しては表面上、たてまえ上はそうであつたが、実質的には必ずしもそうではなかつたこと、否むしろ、ある意味では弛緩さえしていたことが指摘されねばならない。次いで、より本質的な疑問であるが、この論理ではいかにして労働者が自らの社会的地位を自覚した労働者階級となり得るかの過程が全く欠落してしまうことである。

以上2点の疑問は、実は、根本的には同一

のものである。労働者の階級としての自覚は労働運動の昂揚としてあらわれる。労働運動の昂揚は資本との関係で言えば労資関係の弛緩にその原因があるのである。て、反対に言えば労資関係の弛緩が顕在化したものこそ労働運動の昂揚なのである。

このように考えれば、1931年以降1945年に至るまでの日本帝国主義の軍事的な侵略拡大が、その意図した日本帝国主義の矛盾の對外転嫁に反して、自らの存立基盤を崩壊させていたこと、それは軍事的な敗北という意味のみではなく、侵略を維持するための諸政策そのものが自らの資本主義成立の基盤たる労働者の経営への包摂を不可能ならしめ、労資関係を弛緩させていたこと、しかも労働者が経営への包摂から逸脱することを防ぐための労働政策自体もまたこれを助長していたこと、これらのことに注目すべきなのである。これらの点が明らかになつて、初めて、「戦前、前期的な労働運動が最も立ち遅れた炭鉱は、

戦後最も早く最も広く組合を組織して活動を展開したのである。」⁹⁾と言われるように、戦前の労働運動史には、ほとんど記述されることのなかったと言っても良い炭鉱労働者が、いかにして15年にわたる帝国主義戦争のさ中に戦後を準備し、戦後労働運動史のオーパーズに登場するに至ったのか、明らかにするものである。

以下はこの解明にあてられる。

1) 敗戦の日と同時に運動が始まったわけではない。8月15日から10月に至るまで、

労働者はいわゆる「茫然自失」の状態にあったわけだが、この期間の意味については、

更に明らかにする必要がある。

2) 三菱美濃炭鉱労働組合『炭鉱に生きる——炭鉱労働者の生活史——』p139

以下を参照。〔以下『炭鉱に生きる』と略す〕

3) 山本潔『読売新聞一戦一戦史論』を参照。

4) さしあたり、前掲『石炭争議』p65を参照。

5) 例えば1945年12月末における炭鉱労働者の地区別組織率は 北海道 74.7%

九州 28.8%、全国平均で 35.4%であった。〔労働省『資料労働運動史(昭和20

~21年)』p433による。〕

6) 一応、次の点の理由が考えられている。「オ1に、九州の炭鉱は古い歴史をもち、労働者の性格も親分子分的な色彩の濃いものであったといわれている。戦時中の入山者も北海道よりはすくなく、旧い形の炭鉱が多いことも、この傾向を一段強めたと言えよう。オ2に、九州の炭鉱労働運動は戦前以来の歴史をもち、伊藤卯四郎氏らの系同盟系の指導力が大であった。オ3に、華人・朝鮮人労働者が少なく、山の秩序も維持されていたので、切迫感はそれほどでなかった。」〔前掲『石炭争議』p6〕
このうちオ3の理由は納得できない。1945年6月の労働者構成と比較すると、後掲表15の如くなる。すなわち、九州の方が北海道に比して朝鮮人・中国人の比率が少であったとしても、絶対数は少数とはいえないからである。またオ1の点については1940年ごろの実態として次のような記述が見い出される。1939年4月に三菱飯塚炭鉱に来た山内正二の回想「私口北海道から九州に行った関係で特に印象が強いのですけれども、北海道ではたとえば入坑奨励金などが賞金とかけたり、或いは出炭競争で賞金を出したりする場合に、団体でやらせてはサッパリ駄目なんです。一人幾らと個人に懸けるては全然関心がないんです。ところが飯塚に行くと見ると、各区の競争で賞金を出すということになると猛烈な競争なんですね。団体意識というか、悪に角まるとる力というものを強く感じました。それから主婦連中がまたこれに対して非常に張り切るんですわ。在郷軍人金などど炭剣鉾の試合などがありましてね、この主婦連中の応援がすごいんです。『シッカリやれッ』とか『あッ惜しいぞッ』とか猛烈な気合をかけるんです。そしてこの主婦連中のことは中島時代からの引継ぎの旧い労働の外資連が実によく掴ん

でおりました。だから労働担当者としては、この外動をうまく心服させて使うとい

うことが、また大事な事だったと思います。」〔麓三郎『三菱飯沼炭鉱』p157〕

経営による労働者統制の方法に微妙な差異があったと思われる。この記述の意味は

本稿にとって重要と思われるが、時間の制約のため本稿では省略できなかった。

7) 前掲『石炭争議』p53

8) 三菱美唄炭鉱労働組合『組合史』p87

9) 湯谷三喜男「戦後労働組合の実態——三菱美唄炭鉱労働争議をめぐって——」p60.

〔東大経済学部『経済学論集』20巻4号所収〕

II. 「戦時体制」前の石炭産業

——直接的管理体制の強化——

1937年7月7日、日本帝国主義は中国への本格的侵略を開始するが、それ以前の本格的戦時体制に突入する前の石炭産業について、オ1次大戦終了後から概観しておく。これは、戦争が何をもたらしたかを明確にするうえで重要な意味を持つが、入手し得た資料の関係から、北海道三菱美唄炭鉱を中心に述べざるを得ない。

オ1次大戦中の好景気はすでに1917年後半には頂点に達し、翌18年は物価騰貴の形で戦後恐慌への暗い前兆を見せていた。¹²⁾

このような情勢に石炭産業も無縁ではなかった。北海道美唄地方においても、9月には三菱美唄炭鉱の隣山である石貝炭鉱において賃金5割値上げを要求した暴動²⁾が起こった。

以上のようなオ1次大戦後の労資関係の弛緩に対して、重工業経営は直接的な管理体制

を強化し、工場委員会制度の普及をはかったことは良く知られているが³⁾、争議暴動こそ起こらなかった。三菱美唄炭鉱でも石炭炭鉱の暴動を見た経営は、一早く同様な協調組織として「親和会」を翌年発足せしめている。これは、「労務対策の一環として設けられたものであり坑夫の苦情や不満をいち早く知るためのものの以外ではなかった。議事の運営は会社の一方的意志によって運用されている。」⁴⁾と述べられた如く、経営による不況対策としてとられた才1のものであった。

経営がとった才2の不況対策は機械化の推進と採炭法の改良による合理化であった。表3は1919年から1937年までの三菱美唄炭鉱における機械化の状況である。大戦後不況のどん底期に、機械体系の中心たる動力として発電機が導入されたことは象徴的である。さらに機械化の推進に伴って採炭法にも変化が見られた。するわけで大正期の残柱式から長壁式採炭への改良である。長壁式採炭は「採掘

表3 三菱美唄炭鉱の機械化(1919～1937)

1919 ^年 秋	初めて火力発電所完成(出力450kw×2) 扇風機の電動化、電気捲き導入。 圧縮空気によるジャックハンマー(動力蒸気)
'20	セーキングコンベヤー、木送りコンベヤー導入。
'21	導火索破から電気系破器にかわる。 サリバン社製カッター、電気ドリル使用。
'22. 11 ^月	自転捲き設置
'23	出力1000kwの発電機導入 電気安全燈一部使用
'24. 8	蓄電車試運転(ウェスチングハウス社製)
'25	電気安全灯全量使用
12	滝ノ沢発電所建設(出力3600kw)
'26. 7	175馬力電動圧縮機導入 ジャックハンマー、空気ドリル使用により、セトウとツカネ完全 に姿を消す ベルトコンベヤー導入
'27	スクレーパーコンベヤー導入 CH8型カッター導入
'29	CLH2型カッター導入
'31. 8	総出力が200kwとなる
'32	チェーンコンベヤー、テール捲き導入
'37 秋	カッターは全山で10数台となる。

前掲「炭鉱の生活史」資料集p20～25にトリ作製

切羽面を数寸間の幅にて炭層全部を一度に払ひ、その採掘跡には覆(薪)を以て全部の充填を行ふ」というもので、残柱式と比して、①採炭時損失が5%内外である(残柱式では保安炭柱として炭柱の約25%が永久に残される)②塊炭率が大③通気容易④切羽の集約が可能で坑道の長さが短い等の利点がある。また残柱式は切羽作業に熟練を要するのに比して、長壁式は切羽における機械使用が可能であった。三菱美唄で長壁式がとられるようになったのはいつか明らかでないが、サリバン社製カッター導入時には少なくとも一部ではとられていたものと思われる。この結果、労働者は「一私に配置される係員(私担当1人、発破係2〜3人)の絶え間ない監視を受けることになり、精神的な疲労度が増加した。その一例として係員がコンベヤーの蔭にかくれて作業量を調べ、一分間に誰が何回石炭をはねたという資料を発表して労働密度を高めている。」⁶⁾という厳しい管理体制のもとに

置かれることとなった。

表4 採炭様式別比率

		長壁式	残柱式	その他
1918	全国	48	47	5
1925	北海道	44	35	21
	九州	69	29	2
1930	北海道	80	11	9
	九州	90	10	0
1935	北海道	90	7	3
	九州	96	4	0

日本経済研究所「石炭国家統計史」P469

また全国的に見た採炭様式の変化は表4の如くなる。残柱式の後退と長壁式の増加は明らかである。

オ3にとられた不況対策は、労働者の

餓首であった。大戦期の好況に乗じて1917年に開坑した二坑、1918年に開坑した四坑(二の沢)を1920年には閉鎖し、1921年には3回にわたって500人の労働者が餓首された。この餓首は機械による合理化を推進する意味をもこめられ、老年者、勤務態度の悪い者を中心にして行われた。⁷⁾

オ4の不況対策は、以上のような情勢に呼

底する労働運動の激化を防止するためのアメとムチの政策である。従来からの友子同盟は不況によりしだいにその互助機能を喪失する一方、鉦夫労役扶助規則の立法化、一連の扶助規定によって、経営の直接的管理が強まったのである。もちろん、「親和会」がこの過程で大きな役割を果たしたことも見落とすことはできない。また大戦中の好況期に福利施設として多数建設された住宅街には、その入口に見張所が設けられ監視が行なわれた。さらに美唄へ通ずる唯一の美唄鉄道には列車警備乗務員が乗車しており、尋問を行なう等、社会主義者の入山を警戒していた。⁹⁾

以上のような経営の不況対策は、1930年に始まった昭和恐慌期にも同様に行なわれた。

オ1にとられた対策は餓首であった。1930年、31年と三菱美唄炭鉱では、前回を上回る600名の餓首が行なわれたのである。この餓首は前回と同様合理化としての側面を持っていたが、それ以上にしだいに労働者に浸透し

ていた社会主義思想を根絶にしようとする意図を含んでいた。

1928年、口語歌をつくる文学グループが結成されていたが、このグループと炭鉱病院の歯科技工師であった共産党員とで29年頃社会科学研究会が12-3人で結成され、山内に25部はあった『戦旗』やパンフレットで研究会が持っていた。やがて研究会は「労働者、団結せよ」等の宣伝ビラを貼る行動に出たが、労働者に対する影響力は少なく、たちまち餓首の対象とされたのである。¹⁰⁾

オ2にとられた対策は直接的管理体制の更なる強化であった。1931年、三菱美唄では、すでに弱体化していた飯場制度が最終的に姿を消し、代わって直轄寄宿所が設けられた。飯場頭の一部は経営の労務係に採用され、飯場労働者は直轄寄宿所に収容された。この直轄寄宿所の管理には従業員が配置され、ここに全労働者が経営に直接包摂される体制が整ったのである。¹¹⁾

以上のような対策でもって三菱美唄炭鉱は二度の不況を切り抜けてきたのであるが、実は、同様の対策が他の北海道大手炭鉱でもとられていた。直接的管理体制強化の一例として北海道炭鉱汽船株式会社の場合があげられる。同経営では1919年12月に「一心会」なる協調機関が設けられていたが、1931年8月にはこれを改組して「一心組合」と改称し、経営が独自に行なっていた福利事業の同組合人の移管と、経営による経費拠出、労働者の関与拡大をはかったのである。さらに「一心組合」が地域別であって現場における係員と労働者の協調には不十分であることから、各現場ごとに「現場懇談会」という同様な組織も設けられていた。¹²⁾

なお、この時期の炭鉱労働者の賃金形態について附言しておきたい。適当な資料を見い出せなかったが、北海道炭鉱汽船の1939年11月の鉱夫賃金規則によって推測してみよう。この規則によれば次の如くなる。

- (1) 鉱夫の賃金は日額払と稼高払の二種
- (2) 日額払は所定就業時間に対する賃金
- (3) 稼高払は岩石および石炭の硬軟、掘進方法の種類、加背の大小、運搬距離の遠近、作業の難易を斟酌し、1米、1立米、1砵および1車当の所定単価によりこれを定める
- (4) 出稼賞与(無欠勤期間の長さに応じて与えられる)、救護隊手当、兵役手当、戦時応召手当、忌引手当の支給¹³⁾

これで注意すべき点は稼高払の方法である。経営は「斟酌」することをもって労働者把握をなした。さらに1926年の同社鉱夫雇傭規則19条¹⁴⁾による「歩引・歩増・磐引」と呼ばれる検査についても同様のことが言える。才19条には次のように定められている。

才19条 検炭は専任の係を置き選炭場に於て左の方法により之を行ふ

- 一 歩引・歩増は一車毎に目測により炭車の上縁を基準とし、其内側の高さ十分の一に付一割の割合を以てす

二 鑿引は随時石炭中に在る鑿石其の他の混有率を検し一ヶ月乃至三ヶ月の実績を以て坑口別又は切羽別に其の率を定め翌月の鑿引標準率とす。但し右の標準率に比し著しき変化ありと認めたるときは之を変更することあるべし

「専任の係」は経営の労働者把握の具現者となるのである。表5に示されるように他産業に比して出来高

表5 賃金形態の比較
(1939.9) (%)

		石炭	非鉄山 産業平均	
定額制	時給	0.97	6.11	
	日給	46.60	44.84	
	月給	—	2.10	
	小計	47.57	53.05	
出来高払制	単純 出来高給	日給保証	1.45	12.23
		・不保証	47.09	14.66
		計	48.54	26.89
	その他の 出来高給	日給保証	3.88	15.25
		・不保証	—	0.26
		計	3.88	15.51
	小計		52.43	42.40
時間割増払制		—	4.84	

大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働者状態』
p82.83より作製

破係員は切羽にはいった採炭夫全員に対し、

業に比して出来高払制の比重の高かった石炭産業では、この意味は重大である。

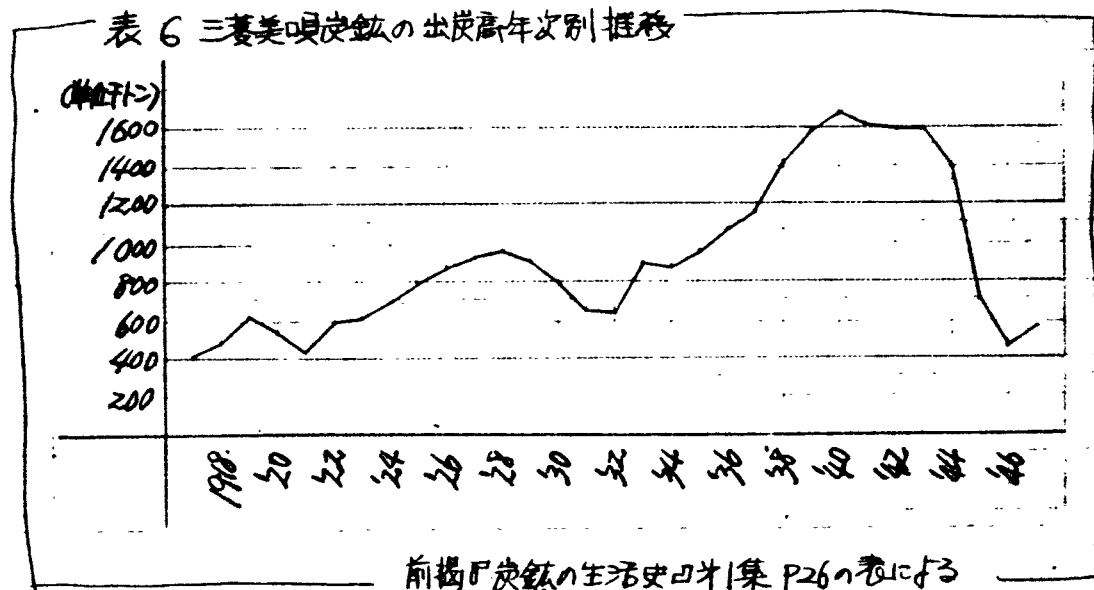
さらに、同様な賃金による経営の労働者把握は三菱美唄でも行なわれた。次のように言われている。「発

技術の程度、その日の勤務態度によって歩建^{歩建}をする。」その「数字を事業方(係長職)に提出する。発破係員の権限はこれだけで、金額については採炭夫は勿論、発破係員も知ることができなかった。事業方はこの数字を基礎にして、能率に応じた総額を比例配分するのである。このようにそれぞれの権限で賃金が割出されるので情実の発生する余地が二重にあることとなるし、またすべてが雲上でなされるから労働者は賃金について盲同然とな、てしまった。」「それに対して抗議のようなことをすると明日からの歩建を落さぬとか、その切羽を追われるから何も言えなかった。」「職制の権限はますます強くなることは当然¹⁵⁾」であった。

日中戦争の本格化に伴なう本格的戦時体制突入までの石炭産業は、才1次大戦後の不況、昭和恐慌と続く慢性的不況下において、機械化による合理化をすすめる一方、直接的管理体制の強化によって不況によって低下してい

た労働者移動をさらに経営に固定化し、かつ経営をおびやかす恐れのある社会主義運動をほぼ完全に締め出すという労働者の経営内包摂を確立していたのである。

この間の三菱美唄炭鉱の出炭高を示せば、表6の如くなる。才1次大戦後恐慌と昭和恐慌の影響は明瞭である。



このような状況のうちに、石炭産業は本格的戦時体制へ突入する。

- 1) 大戦終結は1918年11月11日であるが、すでに社会不安、労資関係の弛緩が生じていた。7月の米騒動、8月の三菱神戸造船所争議がそのあらわれ

である。

- 2) 三菱美唄炭鉱労働組合『炭鉱の生活史』才5集 P14による。
- 3) 兵藤剣『日本における労資関係の展開』P32以下を参照。
- 4) 前掲『炭鉱の生活史』才5集 P12。
- 5) 公論社『日本石炭鉱業大観』P201
- 6) 前掲『炭鉱に生きる』P77
- 7) 前掲『炭鉱の生活史』才5集 P16による。
- 8) 同上、才1集 P56、57による
- 9) 同上、才5集 P10、11による。
- 10) 同上、才5集 P17~20による
- 11) 同上、才3集 P68による。
- 12) 北海道炭鉱汽船株式会社七十年史編集室『七十年史・勤労編——才1次稿本——』P101~106による
- 13) 同上、P193~195、P232、233による。
- 14) 同上 P197
- 15) 前掲『炭鉱に生きる』P79。

Ⅲ 「戦時体制」下の石炭産業

——「戦時体制」によって引き起こされた石炭産業の矛盾——

1931年9月18日、日本帝国主義は「満州」侵略を開始した。これは以後15年にわたる中国侵略の始まりであったが、これとともに米英帝国主義との対立は更に激化し、国内では「準戦時体制」の必要性が主張された。

石炭産業はこの情勢を反映し、しだいに不況から脱して行った。表6の如くそれは出炭高の上にも表われているが、これは「準戦時体制」のものと、重工業の急激な拡大によって、その主要動力源たる石炭の需要が高まってきたためである。

このような情勢の中で石炭産業のかかえた問題は、次に掲げる政府の諮問とその答申によくあらわれている。そしてこの問題こそ1937年以降戦時体制の全期間にわたって石炭産業のかかえた問題であったのである。

伍堂商相の石炭鉱業連合会に対する諮問

1937年5月8日

(一)、昭和12年以降5年間の石炭需給増加に対応すべき具体的増産計画如何

(二)、右増産計画に必要な人的及び物的施設その他輸送設備等の改善拡充に関する事項如何

(三)、炭価を適正に決定する方法並に石炭の配給を合理的ならしめる組織如何

答申書

1937年7月28日提出

(一)に対する答申

(1) 本会所属炭鉱昭和12年以來5箇年間に石炭供給見込数量左の如し

年度別	現在設備による送炭 見込数量	新設備による増産 見込数量	合計
12年度	30,141,000 ^t	1,708,000 ^t	31,849,000 ^t
13年度	32,468,000 ^t	3,143,000 ^t	35,611,000 ^t
14年度	33,494,000 ^t	5,602,000 ^t	39,096,000 ^t
15年度	34,207,000 ^t	7,548,000 ^t	41,755,000 ^t
16年度	35,060,000 ^t	9,178,000 ^t	44,238,000 ^t

(2)、(3) 略

(二)に対する答申

(1)増産計画に必要な人的施設

今回の増産計画を完全に遂行する為めには最少限度左表所掲の技術員事務員及稼働者の補充を必要とする見込みなり

然るに石炭鉱業は坑内従業者の移動近時特に甚だしく現在既に補充に苦しむ実情なるを以て今後5箇年に亘る人的設備の充足に就ては技術員の養成、鉱夫の補充共に当業者として多大の不安を感じる次第なれば此点に関しては政府は他の産業に優先して至急対策を確立せられ度く、(下略)

(2)増産計画に必要な物的施設

増産に必要な機械設備及資材は当業者

年度	本会所属炭鉱毎年補充所要人員		
	技術員	事務員	鉱夫
12年度	1,095	615	23,103
13年度	1,186	675	23,835
14年度	1,142	651	23,284
15年度	977	563	19,700
16年度	1,057	599	20,858
合計 (5年間補充 所要人員)	5,457	3,103	110,780

に於て極力調達すべき存意なるも、国産品、外国品共に調達甚だ困難なる現状にして、この傾向は今後愈々加重するものと思惟せらるるに付当局の御援助を仰ぐ事態を生ずるやも計られず、其際の御助力を予め御認容ありたく、尚外国品輸入に対する為替管理に就ても特に御考慮相成度し

(3) 略

(三)に対する答申 略¹⁾

この諮問と答申にあらわれている問題とは、一方における大增産の要請と、他方それを制約する3つの障害、すなわち炭鉱労働力の弱体化と機械化の困難性、石炭輸送の困難性の3つの障害との矛盾であった。この3つの障害の内、労資関係に強くかかわる前二者について考察しよう。

まず炭鉱労働力の弱体化についてはどうであらうか。注目すべきことは、この時期の炭

鉱労働者移動の急増である。表7によって、

表7 第13産業別移動率の推移 (%)

年 月	建設工場			金属工業			機械器具工業			造船業運搬用具		
	雇入率	解雇率	移動率	雇入率	解雇率	移動率	雇入率	解雇率	移動率	雇入率	解雇率	移動率
1937年 6月	3.2	2.9	6.1	—	—	—	2.9	1.7	4.6	—	—	—
12月	3.2	4.7	7.9	—	—	—	4.1	2.4	6.5	—	—	—
1938年 6月	3.8	3.7	7.5	—	—	—	4.6	2.8	7.4	—	—	—
12月	3.7	4.2	7.9	—	—	—	4.3	2.9	7.2	—	—	—
1939年 上半期	6.2	4.3	10.5	5.7	3.4	9.1	8.2	4.4	12.6	5.6	3.0	8.6
下半期	4.6	4.6	9.0	4.8	4.9	7.9	4.7	3.9	8.6	3.1	2.6	5.7
1940年 上半期	4.7	3.4	8.1	4.9	4.0	8.9	5.4	4.0	9.4	2.7	2.8	6.5
下半期	3.9	3.8	7.7	4.0	3.9	7.9	4.2	3.7	7.9	3.2	2.5	5.7
年 月	精巧工業			化学工業			紡績工業			石炭鉱業		
	雇入率	解雇率	移動率	雇入率	解雇率	移動率	雇入率	解雇率	移動率	雇入率	解雇率	移動率
1937年 6月	—	—	—	3.0	2.3	5.3	3.4	4.4	7.8	6.0	5.9	11.9
12月	—	—	—	2.7	2.4	5.1	2.6	7.5	10.1	8.0	5.0	13.0
1938年 6月	—	—	—	3.2	3.4	6.6	3.2	4.7	7.9	6.8	6.2	13.0
12月	—	—	—	3.2	3.6	6.8	3.2	6.0	9.2	8.1	5.4	13.5
1939年 上半期	6.9	4.1	11.0	3.0	2.2	5.2	6.1	5.6	11.7	8.1	8.3	16.4
下半期	4.0	3.7	7.7	4.8	4.7	9.5	3.8	4.9	8.7	8.8	7.2	16.0
1940年 上半期	5.1	5.4	10.5	3.8	4.7	8.5	5.2	5.3	10.5	7.6	7.9	15.5
下半期	3.6	3.9	7.5	5.9	4.8	10.7	3.7	4.8	8.5	8.5	7.4	15.9

〔備考〕 1) 1937年、38年度は日銀調べ「労働統計」、1939年度上半期は内閣調べ「統計時報」、同年度下半期以降は内閣調べ「労働統計月報」。
2) 移動率は雇入総数および解雇総数を月末在籍労働者数で除したものである。
3) 資料二部「労働者移動問題」（日本労働関係委員会報告「時局と社会政策」所収）317ページによる。

前掲『太平洋戦争下の労働者状況』P41

他産業に比しても異常な高率を示していることがわかる。この移動激化は北海道においては特に著しかった。1938年の北海道諸炭鉱の労働者移動率は有史以来の高率を示した。すなわち、平均月末在籍人員40,197人に対し、雇入数は38,981人(96.97%)、解雇数は28,236人(70.24%)であったのである³⁾。更に一例をあげれば、北海道炭鉱汽船における労働者移動率は、37年34%、38年62%、39年60%、40

年68%、41年58%、42年57%であった⁴⁾。

これらの原因は、重工業の拡大に伴う労働力不足により、炭鉱労働者が他産業に吸引せられたことにある。某大手炭鉱では次のように述べている。「炭鉱の魅力は何ら技術的素質なき労働者といへども入籍すれば翌日より相当の賃金をえらるる点にありしが、国内労働力の全般的不足は全般的賃金の高騰を来たさしめ農業日稼に林業に、土木事業にあるひは工場地帯において大手筋炭鉱と同程度の賃金をえらるるに至り、転職者、帰農者を続出せしめ移動の原因を招来せり。」⁵⁾

さらにこれは炭鉱間の労働者争奪の激化をもたらした。北海道炭鉱汽船では、38年8月満州炭鉱株式会社の夕張炭鉱従業員引抜き事件、40年4月の樺太諸炭鉱への幌内炭労働者引抜き事件の例⁶⁾があつてゐる。

労働力弱体化の才2は、熟練労働者、基幹労働者の流出である。青年労働者が重工業に吸引せられて流出したことは労働移動の激化

28359 0.054
153500
141785
118051

293019 0.04
1198620
1172076
265240

No. 29

の中核として指摘されている。²⁾しかしそれ以上に戦争拡大による応召者の増大が考えられ

表 8 炭鉱兵役関係者員数 (1939.6現在)

鉱別	職 員			兵 天			合 計		
	陸軍	海軍	(計)	陸軍	海軍	(計)	陸軍	海軍	(計)
札幌	1515	20	1535	11829	157	11986	13344	177	13521
仙台	403	19	422	3576	70	3646	3979	89	4068
東京	62	6	68	427	3	430	489	9	498
大阪	12	3	15	72	3	75	84	6	90
福岡	3959	179	4138	39513	1010	40523	43472	1189	44661
(合計)	5951	227	6128	55417	1243	56660	61368	1470	62838
総兵員数	(28359)			(293019)			(321378)		

前掲『石炭国家税制史』P165

る。表 8 の数字もそれを物語っているし、当時の石炭連合会茂野常務理事は次のように述べている。「作業の中堅層は主として在郷軍人層によって組織され、……(中略)……今回の支那事変に際して炭鉱より多くの名誉ある出征者を送り出した。……(前略)これが為にかゝった作業上の打撃は恐らく他産業に其の類例を

No. 30

見ざる処と信ずる」³⁾。

では機械化の困難性についてはどうであつたろうか。三菱美唄の機械化過程は表 9 に示されるが、全国的に見た機械使用の状況は、

表 9. 代表的鉱山機械使用状況

	さく岩機		截炭機(コルカタ)		コーレピック	
	台数	外国製品率	台数	外国製品率	台数	外国製品率
1932	3150	74(%)	225	100(%)	1765	88(%)
33	3404	70	234	69	2063	84
34					2288	81
35					2828	73
36	4860	43	223	64	3967	62
37	5272	33	205	60	4890	63
38	5834	26	275	58	6565	32

満鉄東京支社調査室『戦時下の日本に於ける石炭増産体制確立に関する調査資料集』P112~128の諸表より作製 [以下『調査資料集』と略す]

表 9 に示される。一見順調な機械化状況のようだが、実態はそうではなかった。前提として了解すべきことは機械化の絶対的低位である。1929年ルール地方のみで約 8 万のコール

ピックが使用されていたこと⁹⁾を考えればこれは明白である。

このような機械化の低位に加わ、たオIの障害は、炭鉦機械輸入の困難であった。この間の炭鉦機械輸入の動向を知る数字を見い出すことができなかったが、次のような記述がある。「まず炭鉦機械の輸入が困難となった。特別の許可を得て発注しても、到着までに一年半もかかる有様で、漸次国産に頼らざるをえなくなった。」¹⁰⁾ 当時、日本の炭層に最適とされ北海道地方を中心に広く使用されていたのは米国サリバン社製カッターであったが、¹¹⁾ 1939年7月アメリカの日米通商条約破棄通告にあらわれた日米関係の悪化は、当然日米貿易にも反映し、輸入に大きな障害となったことが想像される。

オ2の障害は国産の遅滞である。これを表わす数字もまた見い出せなかったが、次のような茂野吉え助の記述がある。「一、二流の機械製作会社は軍需以外の注文の引受けを欲

せず、仮令これを引受くるも著しく納期を延長せんとする実情にある。斯の故に、小型機械器具は漸次三流以下の製作者に発注の已むなきに至り、自然納期の如きは不確実となり、一起業に対し計画的の施 進行を策することが益々困難となって来た。」¹²⁾

以上に述べてきた炭鉦労働力の弱体化と機械化の困難性という2つの制約は、当然一経営内解決し得るものではなく、ここにおいて経営主体は後退し国家の介入による解決が試みられるようになるのである。事実、国家は様々な労働政策をとるのであるが¹³⁾、その政策と日本帝国主義が総力戦に突入したという事態に対応する経営の対策との2つが、経営による労働包摂を後退せしめ、労資関係に何もたらしたかを明らかにすることが以下の課題となる。以下では、便宜上、労働市場、労働過程、労働者の生活過程の3つにわけて追実が行なわれる。

1) 諮問と答申の全文は前掲『石炭国家統制史』P92～98を見よ。

2) 特に船腹不足問題は深刻であった。この点については、さしあたり前掲

『石炭国家統制史』P178～187、P471～508を見よ

3) 道立労働科学研究所編『北海道炭鉱統計資料集成』より、前掲

『炭鉱に生ずる』P94に引用されたもの。

4) 前掲『七十年史・勤労編——オ次稿本——』P56による。但し同ページ

にある実数とは整合しないように思われる。実数は以下のとおりである。

	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
採用	10029	10342	10293	7022	7045	8117	9841	12217
解雇	7311	8062	10563	7897	8092	7789	8938	21678
在籍	9895	9365	9818	16138	14885	15008	16951	7346

5) 前掲『太平洋戦争下の労働者状況』P46

6) 前掲『七十年史・勤労編——オ次稿本——』P53による

7) 前掲『太平洋戦争下の労働者状況』P46を見よ。

8) 茂野吉之助「石炭の生産力拡大に就て」〔石炭鉱業連合会『石炭時報』142号所収〕

9) 前掲『調査資料集』P125による

10) 前掲『石炭国家統制史』P171・

11) 前掲『調査資料集』P119による

12) 前掲「石炭の生産力拡大に就て」

13) 実は国家がとった労働政策が全面化したと言えるのは、労働市場に対

する政策のみである。労働過程及び労働者の生活過程に対しては、

必ずしもそうとは言えなかった。このことはIV以下の行論で明らかに

される。

IV 矛盾への対応 (A)

—国家の労働市場政策—

この政策の根本法としては1938年4月1日公布された国家総動員法が存在することは周知のとおりである。これをもとに諸政策がとられるのであるが、まず労働移動の防止政策と年次を追って一瞥しておきたい。

(i) 従業者雇入制限令 (1939年4月実施)

重化学工業および鉱業の93職種¹⁾の既経験労働者の雇入は職業訓練所の認可なしでは行なえないこととし、移動防止をはかった。但し、この法令では雇用主のみが雇入制限の義務を負わされるので「労働者は平然と脱法行為を敢えてし、移動防止に役立たず、また労働者の一部のみに適用されるので、適用外の業務との間に移動を生じ易く、かつ3ヶ月の待機期間あるため、3月未満で移動するものを防止しえな²⁾」²⁾だった。

(ii) 青少年雇入制限令 (1940年3月実施)

労働力不足が軍需産業のみならず時局産業

一般にひろがったので、新たな労働統制として特に青年労働者を時局産業に確保するため出された。

(iii) 従業者移動防止令 (1940年11月実施)

従業者雇入制限令の適用範囲を「国策遂行上重要なる事業」とほとんど全産業に拡大し、雇入に際しては認可が必要だけでなく前歴報告義務も負わせた。また経営の勧誘行為も禁止した。

(iv) 国民労務手帳法 (1941年10月全面実施)

工場、鉱山その他に従業する一定の労働者に身分、経歴、技能程度、賃金、給料等を書き入れた政府発行の手帳を所持させ、これを国民職業指導所に登録させた。

(v) 労務需給調整令 (1942年1月実施)

従来、従業者移動防止令では、労働者の自己都合による退職、雇主による解雇は規制されてなかったが、これをも認可制にする等、統制を強めた。また青少年雇入制限令で一定は自由に雇入できに小学校卒業者を職業訓練

所を通じてしか雇入できないこととした。

これらの移動防止策は一定の成果を収めたが、労働者移動を完全に防止することもまた不可能であったことはⅢの主な表が如実に物語っている。

次に、動員政策について見てみよう。

オーに記すべきものは国民徴用令³⁾(1939年7月実施)である。これは国家総動員法オ4条「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得」にもとづく委任法であった。この徴用制の重要性は当時次のように意識されていた。すなわち徴用制は「労務動員の上に抜かれた伝家の宝刀」「労務動員の最終の手段」であり、「若し之が失敗に終わつたならばもはや労務動員の手段はない」⁴⁾というものであった。

この徴用制が石炭産業に如何に適用されたか包括的に示す資料を見い出せない。しかし1944年27、1945年9の石炭経営が徴用経営

としてなぞえられていることからして六範圍に適用されていたことが想像できる。参考までに非石炭鉱業経営では1944年207、1945年20の徴用経営がなぞえられている。⁵⁾

このような徴用制による強制労働を根本にしつつ、1939年7月以降、毎年動員計画が作製されそれにもとづいた動員が行なわれるのであるが、特に石炭産業では如何なる動員政策がとられていたかを見て行きたい。

1939年8月、まず25才以上の女子坑内労働が条件付ではあるが認められた。それまでは保護坑夫として入坑を禁止されており、1933年以降専層または残炭の採掘を行なう場合、み許可制で認められていたにすぎない。表1はこの政策の結果を示している。37年から40年の間に総炭坑夫数に占める女子比率は8.3%から10.6%に、坑内夫数における女子比率は2.5%から4.7%に高まった。

つぎにとられたのは勤労報国隊、挺身隊などの短期の名目上は任意の動員政策である。

10
第59表 作業種別男女別鉱夫員数
(昭和12年、15年6月末現在)

種別	12年6月末			15年6月末		
	男	女	(計)	男	女	(計)
坑内	採炭夫	75,458	—	75,458	107,717	13 107,730
	支柱夫	32,592	—	32,592	46,262	— 46,262
	後山	16,332	3,971	20,303	17,672	10,592 28,264
	運炭夫	10,846	17	10,863	16,564	41 16,733
	機械夫	8,313	—	8,313	10,731	2 10,733
	工作夫	5,081	—	5,081	6,794	5 6,799
	雑夫	10,948	49	10,997	18,729	430 19,159
	(計)	159,570	4,037	163,607	224,469	11,083 235,552
坑外	採炭夫	28	3	31	77	12 89
	選炭夫	3,597	11,625	15,222	4,159	15,015 19,174
	運炭夫	9,771	290	10,061	13,926	746 14,672
	機械夫	9,460	—	8,460	11,100	26 11,126
	工作夫	10,884	—	10,884	13,846	65 13,911
	雑夫	11,847	2,584	14,431	21,563	7,484 29,049
	(計)	44,587	14,502	59,089	64,671	23,348 88,019
合計	204,157	18,539	222,696	289,140	34,431	323,571

(注) 本邦鉱業の趨勢による。臨時鉱夫を含まない。

前掲『石炭国家統制史』P.167

これまで各種団体で行なわれていた勤労奉仕を統合強化するため制定された国民勤労報国協力会(1941年11月)によつて、この動員政策は更に促進せられた。この動員政策が石炭産業の労働力不足をどの程度補ったか疑問が残るが、例をあげれば表11の数字が目に出来る。

以上のような国内労働力の動員だけではとうていその不足を解消することはできなかつた。

表11 勤労報国隊による動員

A. 1941年8月中の北海道炭鉱汽船の勤労報国隊受け入れ

農業 45人(成績良好)
商業 87(成績不良)
漁業 11(成績良好)
農工混成 26(成績不良)
青年学校生徒 10(成績良好)
弁護士 19(成績良好)
不明 15

計 203

B. 1943年中の三菱美唄における勤労報国隊受け入れ

一般 1790人
札幌師範生徒 49
僧侶 65
計 1904

Aは前掲『七十年の勤労編纂』本誌P.149

Bは前掲『炭鉱の生活史』P.27より各々作製

た。そこで外国人労働者、特務の使用を開始されるのである。

動員前の朝鮮人労働者の雇入数は1937年6月で6203人、38年6月で7987人⁶⁾であった。その後39年7月までの労務動員計画に組み込まれることにより、朝鮮人労働者の本格的強制連行と強制労働が開始されるのである。強制連行された朝鮮人の圧倒的多数は石炭産業

表12

表12 朝鮮人徴用労働者強制連行状況

年度	区 分	「国民動員計画」ニヨル計画数	連 行 数				
			石炭山	金属山	土 産	工場其他	計
1939	日本内地	85,500	32,081	5,597	12,141	—	49,819
	樺 太	—	2,578	190	533	—	3,301
計		85,500	34,659	5,787	12,674	—	53,120
1940	日本内地	88,000	36,865	9,081	7,955	2,078	55,979
	樺 太	8,500	1,311	—	1,294	—	2,605
計		97,300	38,176	9,081	9,249	2,078	58,584
1941	日本内地	81,000	38,819	9,416	10,314	5,117	63,666
	樺 太	1,200	—	—	661	—	1,451
計		82,200	38,819	9,416	10,975	5,117	65,137
1942	日本内地	120,000	74,086	7,632	16,969	13,124	111,820
	樺 太	6,500	3,965	—	1,960	—	5,925
計		126,500	78,051	7,632	18,929	13,124	117,740
1943	日本内地	120,000	66,534	13,763	38,639	13,353	129,299
	樺 太	3,300	1,835	—	976	—	2,811
計		123,300	68,369	13,763	39,615	13,353	132,110
1944		230,000	82,859	21,442	24,376	157,785	286,462
1945		50,000	797	229	836	8,760	10,622
計		907,300	342,620	67,350	108,644	206,073	724,727
終戦時							
現在数			121,574	22,430	34,584	86,794	365,382

- (備考) 1. 1944年計画数は年度中途に40万、1943年度も中途20万に変更された。
 2. 1945年計画は第1・4半期計画として設定されたものである。
 3. 出所は朝鮮総務府「第5回帝國議會説明資料」(1944)「朝鮮史料 研究會」
 「朝鮮近代史料研究集成」第4号所収)と大蔵省管理局「日本人の海外活動
 に関する歴史的調査」(朝鮮資料第9分冊)(1947)である。
 資料不完全のため1943年以前は前者、1944以後及び計、終戦時は後者に
 つた。
 1943年以前においてカッコ内の数字は後者の資料によるものである。
 4. コーベン「戦時戦後の日本経済」(下巻)55頁にも動員計画数が示され
 あり、「吉田政府への公開状」(民主朝鮮1950年5月号)や「在日朝鮮人連年
 史」にも厚生省労働局発表の数字があるが、この表の数字と若干異なる。
 5. この表の連行数は徴用者と官給徴とを合計したものであり、これに民間徴
 用を加えるともっと多くなる筈である。
 6. この表の連行数と表6の数とは若干異なるが、それは資料の出所が異なる
 ためである。

前掲『朝鮮人強制連行の記録』P.59

に配置せられていくことに注意する必要がある。従って、朝鮮人労働者の多くは後掲表15の如く北海道と九州に集中的に集められたのであるが、北海道主産炭鉱におけるその配置は

表13が示している。

表13

表13 1944—45年 北海道8炭鉱内外別・民族別労働者数

炭 鉱 別	統内外	統 内		統 外		内外合計		總 計
		日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	
夕 張	1944	2,527	4,793	2,411	635	4,938	5,428	10,366
	1945	2,443	6,125	2,830	961	5,273	7,086	12,359
三菱美唄	1944	2,459	2,216	2,092	93	4,551	2,389	6,940
	1945	2,130	2,538	2,311	279	4,441	2,817	7,258
茂 尻	1944	703	952	922	81	1,625	1,033	2,658
	1945	747	956	1,072	224	1,819	1,178	2,997
赤 平	1944	304	1,321	643	94	947	1,415	2,362
	1945	312	1,005	642	144	954	1,209	2,163
三井美唄	1944	1,226	1,521	886	126	2,112	1,647	3,759
	1945	1,294	1,587	1,004	134	2,298	1,641	3,939
三井砂川	1944	1,840	1,979	1,925	249	3,765	2,228	5,994
	1945	1,938	1,895	2,264	397	4,202	2,292	6,494
豊 里	1944	610	582	440	78	1,050	620	1,670
	1945	683	535	485	41	1,168	576	1,744
東 幌 内	1944	235	345	271	22	506	367	873
	1945	206	408	280	62	486	470	956

- (註) 1. 日本人中には短期、臨時労働者を含む。
 2. 朝鮮人中には既在朝鮮人を含む。
 3. 同年とも6月現在数。
 4. 出所「北海道炭産統計資料集成」労働部

前掲『朝鮮人強制連行の記録』P.60

このような多数の朝鮮人強制連行にも関わらず、なお労働力不足は補ない得なかった。そこで中国人の連行⁸⁾が1942年11月閣議で決定され、43年4月11月までの「試験移入」が行なわれた後、44年2月28日「華人労働者

表14 中国人連行状況

乗船年月	集団数	乗船人員	乗船年月	集団数	乗船人員
1943年4月	1	222人	1944年6月	11	2,460人
5月	—	—	7月	11	2,768人
6月	—	—	8月	14	2,553人
7月	3	510人	9月	21	3,319人
8月	—	—	10月	29	5,765人
9月	2	398人	11月	23	6,020人
10月	—	—	12月	5	920人
11月	2	290人	1945年1月	11	2,992人
12月	—	—	2月	6	1,998人
1944年1月	—	—	3月	3	1,034人
2月	—	—	4月	4	1,177人
3月	4	1,074人	5月	6	1,193人
4月	7	1,930人	計	169回	38,939人
5月	6	1,715人			

前掲「草の原」R80

内地移入、促進に「伴」決定により、本格的な強制連行の問題となるのである。統計38,939人の強制連行されたわけには、これは

乗船者数であって、事業場についた者は38,119人⁹⁾。さらに苛酷な労働により、死亡し、あるいは殺害され、また逃亡により、この数は減少し、敗戦時には表15のように1万人前後となるのである。この間の事情は朝鮮人の場合もまた同様であった。なお中国人が配置された炭鉱については詳しい数字は見い出せない。しかし、三菱鉱業全体で2709人、三井鉱業全体で5517人、北海道炭鉱汽船全体で1311人が配置されたことが知られている¹⁰⁾。

以上のような外国人労働者の連行によって炭鉱における労働者構成比は表15に示されるとおりとなった。

戦時、国家のとった労働市場政策は以上のようなものであった。それは労働者流動防止については一定の成功を収め、かつ勸業についても一定の成果をあげた。しかし、この労働力の質についての劣体化はおおむねもなされた。

表15

No. 45

第145表 戦時中における炭鉱労務者数の地区別構成別累年表

地区別	労務者別	(17年3月末) 16年度		(18年3月末) 17年度		(19年3月末) 18年度		(19年9月末) 19年度		(20年6月末) 20年度		(21年6月末) 21年度	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
北海道	一般	49,183	—	51,147	—	45,626	—	41,833	—	44,841	—	64,074	—
	短期	500	—	936	—	4,360	—	6,600	—	4,214	—	27	—
	朝鮮人	17,057	—	28,886	—	35,884	—	35,209	—	37,171	—	—	—
	俘虜	—	—	—	—	—	—	—	—	941	—	—	—
	中国人	—	—	—	—	—	—	407	—	3,079	—	—	—
合計		66,740	(3.2)	80,969	(7.5)	85,870	(7.9)	84,049	(7.5)	90,246	(7.8)	64,101	(11.2)
本州	一般	17,791	—	25,483	—	27,064	—	27,602	—	28,419	—	33,970	—
	短期	87	—	1,192	—	1,821	—	2,487	—	826	—	165	—
	朝鮮人	3,504	—	5,422	—	6,889	—	7,123	—	5,350	—	—	—
	俘虜	—	—	—	—	139	—	581	—	794	—	—	—
	中国人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		21,382	(1.5)	32,097	(8.0)	35,913	(9.2)	37,793	(9.4)	35,389	(8.0)	34,135	(10.8)
本州	一般	18,293	—	15,757	—	15,661	—	14,352	—	16,100	—	21,842	—
	短期	711	—	829	—	1,279	—	1,716	—	1,100	—	45	—
	朝鮮人	1,954	—	10,853	—	11,169	—	10,953	—	12,141	—	—	—
	俘虜	—	—	—	—	767	—	1,467	—	1,585	—	—	—
	中国人	—	—	—	—	—	—	278	—	198	—	—	—
合計		20,958	(1.3)	27,439	(7.3)	28,876	(7.5)	28,766	(7.2)	31,124	(8.5)	21,887	(8.5)
西部の他	一般	—	—	1,130	—	1,279	—	1,072	—	1,220	—	1,899	—
	短期	—	—	—	—	—	—	15	—	25	—	—	—
	朝鮮人	—	—	141	—	121	—	127	—	156	—	—	—
	俘虜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中国人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		(1,048)	—	1,271	(0.3)	1,400	(0.4)	1,214	(0.3)	1,401	(0.4)	1,899	(0.5)
九州	一般	149,274	—	166,121	—	152,230	—	145,889	—	141,975	—	194,044	—
	短期	6,900	—	10,107	—	15,111	—	21,986	—	15,171	—	646	—
	朝鮮人	21,552	—	56,759	—	70,068	—	74,736	—	69,207	—	—	—
	俘虜	—	—	—	—	2,373	—	4,083	—	6,399	—	—	—
	中国人	—	—	—	—	541	—	3,018	—	5,800	—	—	—
合計		177,726	(67.0)	232,987	(67.7)	240,323	(67.7)	249,712	(67.7)	238,552	(60.1)	194,690	(64.5)
合計	一般	234,541	(61.5)	259,638	(63.5)	241,860	(61.5)	230,748	(57.5)	232,555	(58.5)	315,829	(63.0)
	短期	8,198	(2.0)	13,064	(3.5)	22,571	(5.9)	32,804	(8.2)	21,336	(5.4)	883	(0.9)
	朝鮮人	44,067	(15.4)	102,061	(71.7)	124,131	(31.5)	128,146	(31.5)	124,025	(31.5)	—	—
	俘虜	—	—	—	—	3,279	(1.0)	6,131	(1.5)	9,719	(2.4)	—	—
	中国人	—	—	—	—	541	—	3,703	(0.9)	9,077	(2.3)	—	—
合計		286,806	(100.0)	374,763	(100.0)	392,382	(100.0)	401,534	(100.0)	396,712	(100.0)	316,712	(100.0)

(注) (1)運輸調査局「石炭鉱業の展望」による。石炭庁並石炭鉱業会の資料により調整されたものである。(2)昭和16、17、18年度は各年度末現在数、19年度は上期末、20、21年度は6月末現在数による。(3)一般とは邦人長期労務者、短期とは教員、学徒動員及び応援隊、韓国隊等臨時労務者を指す。(4)東部、西部の区別は旧中部、近畿行政協議会の区分による。(5)朝鮮人中には既住朝鮮人を含む。(6)昭和16年度における西部の其の他は不詳につき6月末現在数が表示されているが、計には加算していない。

前掲『石炭国家税制史』P.436

表中、俘虜といふのは白く思われる。

No. 46

1)以下の素通について、隅谷、小林、兵藤『日本資本主義と労働問題』

P.250以下に多くを収めている。詳しくは同著を見よ。

2)「日本経済連盟会調査彙報」428号より、前掲『石炭国家税制史』

P.415に引用されたもの。

3)加藤佐治『日本帝国主義下の労働政策』P.166以下を見よ。

4)同上 P.167に引用された栗富又夫と厚生省労務局長の発言。

5)コ-エン『戦前戦後の日本経済』下巻 P.73の表による。

6)前掲『石炭国家税制史』P.167による。

7)この強制連行と強制労働の実態がいかに残酷なものであった

かは、朴夢植『朝鮮人強制連行の記録』を見よ。

8)この強制連行の残酷な実態については、中国強制連行事件資料編纂委員会『草の墓標——中国強制連行の記録——』を見よ。

9)同上 P.881による。

10)同上 P.82、P.83の表による。

V 矛盾への対応 (B)

—戦時の労働過程対策—

石炭産業における機械化の困難性についてはⅢで述べたが、太平洋戦争に突入して以降はこの困難性はますます増大し、逆行現象、すなわち稼働率の減少すら見られたのである。三菱鉱業傘下の13炭鉱では機械設備の破損数について表16のような報告がある。1940年を

表16 設備破損数

1940年	2631
1941年	3454
1942年	4521
1943年	6000
1944年	15989

『戦時戦後の日本経済』
P245

100とすれば1944年は608にも登っている。この破損激増が稼働率減少をもたらしたことは想像にたかない。「戦争末期に

いたると... 継ぎは

ぎ修理を繰り返した場合機械設備の運転不能などのため閉鎖するに至った炭鉱が続出した。『動力ラヨベ』の最先の鋸接修理に必要なマンガン鋼の如き特殊資材の入手難のために総ての炭鉱のあらゆる設備の能率は著しく損

われていた。」

このような機械の破損増、稼働率減少は一

表17

第157表 戦時中の炭鉱主要資材充足状況

分	和	昭和 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
鋼材	所要量(t)	185,029	150,210	186,900	159,000	96,651
	使用量(t)	117,199	70,009	67,997	46,859	28,974
	同上割合	63%	47%	40%	29%	30%
	出炭1当り使用量(kg)	2.11	1.29	1.22	0.95	1.30
爆薬	所要量(t)	12,488	12,535	12,600	12,375	9,073
	使用量(t)	12,531	12,215	12,715	12,336	6,776
	同上割合	100%	97%	100%	100%	74%
	出炭1当り使用量(kg)	0.23	0.23	0.23	0.25	0.30
セメント	所要量(t)	120,000	120,000	110,000	100,000	85,000
	使用量(t)	102,300	95,736	69,488	40,560	10,270
	同上割合	85%	80%	63%	41%	12%
	出炭1当り使用量(kg)	1.84	1.77	1.25	0.82	0.45
坑木	所要量(千石)	12,000	11,000	11,560	11,200	8,490
	使用量(千石)	11,780	9,200	11,005	10,508	7,325
	同上割合	98%	84%	96%	94%	86%
	出炭1当り使用量(石)	0.18	0.17	0.20	0.21	0.32
木材	所要量(千石)	1,350	1,400	1,450	1,076	1,225
	使用量(千石)	1,320	1,215	1,100	835	730
	同上割合	98%	87%	76%	78%	60%
	出炭1当り使用量(石)	0.024	0.022	0.020	0.017	0.032
生ゴム	所要量(t)	805	800	850	800	773
	使用量(t)	815	423	370	260	187
	同上割合	101%	53%	44%	33%	24%
	出炭1当り使用量(kg)	0.015	0.008	0.007	0.005	0.008

(注) 昭和産業史による。原資料は石炭統制会調査である。

前掲『石炭国家統制史』P460

達成するためには、唯一の方法しか残されていない。それは労働強化であった。これは容易に想像できることであるが一例をあげれば次のような政策を見い出すことができる。す

つ、は不熟練労働者の増大によるものであったが、一般的な炭鉱用資材の充足状況の悪化も大きく影響していた。表17はそれを示している。

さて、このような条件のもとで増産を

なわち政府は1943年6月、鉱夫就業扶助規則の特例を拡大²⁾し、労働強化をはねたのである。これによると一般坑夫の坑内就業時間は従来の原則10時間から無条件に12時間労働へ延長できることになった。また同時に23の入坑制限年令が妊婦を除いた20才以上と引き下げられ、坑外では時間制限のない深夜業が16才以上の女子に認められた。さらに休憩時休日に関する制限が緩和される等々が定められていた。北海道炭鉱汽船神威炭鉱北山鉱員の山野寺安治は労働強化を次のように語っている。「一日が二交替制となつてゐるが増産期間中は予定量を出す迄は誰も帰らうとはしない。規定の入坑時間を五、六時間超過することは珍しくないし、たとひどんなに疲れてゐても勝手に休む者は一人もみない。」

こうした労働強化と結びついて採炭技術には後退があらわれた。増産のための乱掘と機械稼働率の低下は長壁式の採炭を後退せしめ、熟練が必ずしも産率の悪い残柱式およびその他

の採炭法が復活してきたのである。

表18

第169表(A) 採炭様式別出炭状況(その1)

年 度	前進式長壁法		後進式長壁法		残 柱 式		其 他	合 計
	切羽数	出炭比率(%)	切羽数	出炭比率(%)	切羽数	出炭比率(%)	出炭比率(%)	
昭和16年	609	55	113	14	210	8	23	36,477
18年	629	52	114	14	265	9	25	36,518
20年	327	47	66	11	194	11	31	16,095
22年	463	53	93	14	266	13	20	16,724

(注) 石炭統計総観により作成。原資料は日本石炭協会が61炭鉱(北海道18, 東部4, 西部3, 九州36)について取りまとめたもの。出炭は各年度実績, 切羽数は各年度末現在である。

表18

第169表(B) 採炭様式別出炭状況(その2)

年 度	採炭方式別 概 要	長 壁 法		残柱法
		前進式	後退式	
16年	切羽総延長(m)	68,782	9,580	
	平均進行速度(m/月)	1,212	468	
	平均切羽長(m)	113	85	
	一切羽当平均出炭(t/年)	32,800	45,800	13,700
18年	切羽総延長(m)	43,176	8,756	
	平均進行速度(m/月)	1,434	417	
	平均切羽長(m)	69	77	
	一切羽当平均出炭(t/年)	29,917	25,298	12,079
20年	切羽総延長(m)	19,603	4,665	
	平均進行速度(m/月)	1,268	329	
	平均切羽長(m)	60	71	
	一切羽当平均出炭(t/年)	23,315	25,436	8,587

前掲『石炭国家統制史』

P.470

(注) 前表に同じ。

さらに労働強化を支えるものとしてとられたのは、「産業報国精神」をスローガンとした精神主義の鼓舞であった。まず、国家によって資本主義社会の通念としての労働に「国家性」を付与した次のような「勤労」概念は

与えられた。1940年11月の閣議決定「勤労新体制確立要綱」は次のように述べている。「勤労ハ皇国民ノ奉仕活動トシテ其ノ国家的性格性、生産性ヲ一体的ニ高度ニ具現スベキモノトス。従ッテ勤労ハ皇国ニ対スル皇国民ノ責任タルト共ニ榮譽タルベキコト。」⁴⁾ こうした「皇国勤労観」のもとに同月「大日本産業報国会」が結成され、精神主義運動が本格化するのであるが、この精神主義について三菱美唄の場合⁶⁾を例に見てみよう。三菱美唄においても他産業と同様産報組織がつけられたがこれはオ-次大戦後につくられた「親和会」を改組したもので1942年2月成立し「産業報国三菱鉱業美唄協和会」と呼ばれた。精神運動はこの「協和会」を中心として行なわれたのである。

「協和会」の大きな特徴は、編成を次のように決め会社の職制の統轄下においたことである。

<坑務課の例>

総指揮官—技隊—区隊—小隊—分隊—友班(銃員+弾位)
 所長 坑務課長 主任 事務 発給係員 班長先山

また人員点呼等もすべて軍隊式に行なった。例えば「XX分隊、分隊長以下〇〇名。本日の見込み〇函」というふうであった。

イデオロギー注入で大きな役割を果たしたのはタスロイド版8ページの月刊「協和会報」であって、その主張と時事解説で「労働と快楽」「人生は奉仕なり」「豊臣の敵イギリス仮面を脱いで正面对立—天津英租界隔絶問題」等々の宣伝が行なわれた。

講演会もしばしば行なわれた。表19にそれは示されているが、年をおって開催回数が増加し、特に生産智励の後期になるほど重点になっているのかわかる。

さらに様々な精神運動の期間を設定して行なわれた。1943年前後を見ると1年間で8以上行なわれている。①ミナカボ-ル総攻撃生産力増強総進軍運動('42.12.8~'43.2.15) ②孝国石炭確保期間('43.4.1~'43.9.30) ③戦

表19 三菱美唄における講演会

	'37	'38	'39	'40	'41	'42	'43
(A) 時局講演会	5	1	4	3	5	7	6
(B) 生産者講演会			1	3	6	4	8
(C) 修養講演会	1		3	4	2	3	2
合 計	6	1	8	10	13	14	16

前掲『炭鉱の生活史』第5集P.38より作製

但し(A)の講師の所属団体は旭川師団情報部、札幌聯隊区司令部、在郷軍人会札幌支部、大日本皇民会、代議士、国防思想普及会、

同様に(B)では、大政翼賛会、企画院、大日本産業報国会、軍需、内務、陸軍、海軍、厚生、各省、朝鮮総督府、北海道庁労働課、石炭統制会、札幌支部、岩見沢職業紹介所、札幌鉱山監督局、三菱本社、

(C)では、文部省勤労者教育中央会、仏教伝導師、日本精神簡易生活唱道会、京都興亜報徳会、禁酒連盟、である

力増強安全週間（'43.5.1～'43.6.7）④職場神聖化運動（'43.6.6～'43.6.25）⑤職場確守運動（'43.10.15～'44.3.31）⑥米英撃滅創意工夫運動（'43.11.8～'44.3.21）⑦航空機増産大採炭週間（'43.12.16～12.31）⑧採炭決死隊結成（'44.1.6）

労働強化とそれを支えるための精神主義、この二つの行きつ、ところは明らかにあった。総体としての炭鉱の荒廃とその具現化である災害の増加である。表20及び表21はそれを余すところなく示している。但し表21の方で災害増加の足どりが

表20

戦争中の北海道炭鉱のガス爆発状況

炭 鉱 名	年 月 日	死亡	負傷	計	原 因
青 葉 炭 鉱	昭和13.5.31	12		12	電 気
夕張炭鉱第二坑	13.10.6	161	21	182	電 気
三菱美唄通洞坑	14.2.11	5	8	13	発 火
夕張炭鉱第二坑	14.4.27	20	36	56	電 気
万字美濃炭鉱	14.12.1	13	2	15	電 気
真谷地炭鉱	15.1.8	51	2	53	電 気
空知竜田坑	15.2.14	36	6	42	自 然 発 火
三井戸別炭	15.3.12	2	9	11	発 火
岡 北 炭 鉱	15.6.24	16		16	安 全 灯 破
茂 尻 炭 鉱	15.12.5		10	10	発 火
南 電 炭 鉱	16.2.13	27	12	39	電 気
三菱美唄通洞坑	16.3.18	177	29	206	不 明
弥 生 炭 鉱	16.4.15	30	2	32	電 気
夕張炭鉱北上坑	16.9.27	1	28	29	電 気
三井砂川炭	17.2.13	42	5	47	電 気
角 田 炭 鉱	17.6.30		18	18	電 気
三井大夕張炭	17.7.3	17	9	26	電 気
三井大夕張炭	17.11.26	3	40	43	電 車 漏 電
茂尻炭鉱桂本坑	18.3.24	4	17	21	安 全 灯 破
別 保 炭 三 郎	18.6.13	7	39	46	電 気
茂尻炭鉱柏樹坑	18.7.12	3	7	10	電 気
三井戸別炭	18.7.22	10		10	タ バ コ
新夕張松島坑	18.9.5	11	2	13	不 明
大和田炭第二斜坑	18.10.22	4	6	10	電 気
尺 別 炭 鉱	18.12.17	12		12	安 全 灯 破
神威炭東 坑	19.1.19	17	10	27	電 気
第二斜坑	19.1.25		33	33	電 気
三菱美唄通洞坑	19.5.16	109	14	123	タ バ コ
大夕張炭南坑	19.6.22	13	31	44	電 気
赤 平 炭 一 坑	19.11.5	5	8	13	密閉内の爆発
三菱美唄電ノ沢	20.2.16	9	1	10	不 明
豊 原 炭 第二坑	20.5.4	12	7	19	ガ ス 爆 発

（前掲『北海道炭鉱統計資料集』より）

前掲『炭鉱に生きる』P.121

害増加の足どりがゆるやかなのは、戦時中の表彰制度等の考慮から軽傷者が統計に集計されなくな、たためで、実数はこれより多いと想像される。また災害の理由を調べると表22の如くなる。抑鬱徹底はこの間の事情を次のように述べている。「16年度1～3月に行な

表21 戦時中の炭鉱災害

	件数		死傷者	
	100万ト 当り	指数	100万ト 当り	指数
1940	1521	100	1523	100
41	1516	99.6	1538	101
42	1554	102	1582	104
43	1587	104	1571	103
44	1136	75	2040	134
45	2181	143	2241	147

前掲『石炭国家統計』P.467

表22 1940年(災害事故事由)

原因	災害全体に 対する割合(%)	死者全体に 対する割合(%)
落磐	34.0	44.9
坑内崩落	11.3	10.6
機械	3.2	1.9
ガス中毒 爆発	0.1	7.4
発火 爆発	0.4	4.9
坑外崩落 架空索道	1.8	1.4

前掲『戦時労働事情』P.163

1940年の総事故件数は85662件
であった。

はれた増産強調期間は災害の発生を未曾有の高率に至らしめ、掘進の停滞、坑内仕繰状況の悪化をもたらした。……災害の激増は戦時下我国炭鉱業の『増産』を典型的に示したものと見て逃してはならない。出炭も当り死傷者はこの3ヶ月に於て、事変前4ヶ年平均と比較して1割余の増加であるが、これを死亡者のみにつき見れば、2倍半前後と見られ、未曾有の死亡率となったのである。この内には美唄の大爆発による186名が含まれてい

が、これを考慮外に置くも、落磐は約3割、運搬系統も大体これに近く、其の他雑災害は驚くべく増加している事は事実である。」「このような一般的情勢下にあつて増産に突入する場合、各種機械設備の入手難は採炭の合理化を後退せしめるのみならず、通気設備、排水設備を不完全とし、爆発、水害等の可能性を増大し、レール、炭車、ロープ等の鋼材を主として使用する運搬設備の不備、故障等は炭車の脱線、逸送、ロープの切断等の危険を醸成する。更に炭鉱災害の太宗たる落磐は坑木の節約、無理掘の強要等により切羽の清掃、杵(支柱)入れ其の他を疎かにし勝ちとなるに従ひ、それに比例して増加するのは当然であろう。しかし更に重要な事は労務者の慢性的疲労と不熟練者の増加により、浮石、山押等の落磐徴候に対し鈍感なる者が相対的に増大し、特に落磐の瞬間に於ける機敏なる動作を不能ならしめ、まぬがれ得可き落磐災害の犠牲を増加するに至つていゝる。」⁷⁾

1) コーエン『戦前戦後の日本経営』P245

2) 前掲『石炭国家統制史』P423以下に詳細な説明と、その舊令本文がある。

3) 協調会『戦時労働事情』P87

4) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』P85

5) この前身は1939年7月成立の「産業報国連盟」である。この連盟成立時から明確に意図された精神主義運動が始まったのであった。

6) 以下は前掲『炭鉱の生活史』オ4集P35以下及び『炭鉱に生きる』P103以下の記述による。

7) 柳瀬徹也「我国中小炭鉱の従属形態」の附論「我国炭鉱業に於ける労働災害の研究」より前掲『石炭国家統制史』P467, 468に引用されたもの。

Ⅶ 矛盾への対応 (C.)

—労働者の生活過程政策—

主として賃金政策と物価政策を中心にして見て行きたい。

賃金政策としてとられたもののうち、まず記すべきものは賃金統制である。国家はこれによって労働者移動の激化に伴う賃金上昇を抑制しようとしたのであった。年を追って主要なものを見て行くと次のようになる。¹⁾

(i) オ1次賃金統制令(1939.3)

炭鉱を含む時局産業に適用された。主な規制内容は次の3点である。①未経験労働者の初任給標準公定、②既経験労働者の賃金額と賃金形態の不当な場合の変更命令、③賃金規制作成と届出の義務。特に①は12〜20才の労働者に対して2才毎に年令別で決定されていることに要注意。

(ii) 賃金臨時措置令(1939.10)

オ2次大戦勃発に際し賃金を9月18日水準で凍結させ、引き上げを禁止した。

(III) 才 2 次賃金統制令(1940.10)

適用範囲がほぼ全産業に及んだ。その主要な規制内容は次の2点である。①未経験、既経験にかかわらず最低賃金及び最高初給賃金の公定 ②賃金支払総額の制限。やはり公定賃金は性別、年令別、地域別に決められていた。

これらの統制はあまり実効を持たなかった。事実、1941年以降、様々な制限緩和と例外規定が加えられ有名無実となったのである。その顕著な例は日雇労働者の賃金統制の破綻であった。公定4.00～4.20円のところ70円も支払われた例があったのである。

しかし、我々が注目すべきものは、その統制のいずれもが年令に応じた公定賃金決定ということを含んでいることである。このことは、労働者の側から見れば、それ以前の賃金決定要素、すなわち能率と勤続年数とかとは異質なものによって賃金が決定されること、換言すれば、労働者総体にとってみれば経営

による恣意的な差別を受けないことのない要素で賃金決定が行なわれるようになったことを意味していた。

こうした統制方式が行なわれた背後には、当時の代表的賃金論である「生活給」思想があった。「生活給」とは、労働支出に応じた賃金給付という考え方を排し、労働支出と賃金を分断した上で、賃金は労働者家族の生活の必要に応じて支給されるべきであるという考え方である。そして、その具体的決定要素として年令と家族数が重視されたのであった。これは、戦時において低下する労働者の生活を維持し、増産を保証せねばならないための政策であったが、Vに前述した「皇国勤労観」にもとずいた、天皇制イデオロギー的思考の産物でもあった。名古屋高商教授中川一郎は極端な天皇制イデオロギストとして次のように述べている。「皇国勤労観の下に於ては、勤労は皇国民の国家に対する奉仕活動であり、皇国民の国家に対する責任であるから、賃金

の如き労務の提供に対する対価の概念は、全然認められない。従つて斯る対価概念を基礎とする賃金制の如きは、皇国勤労觀に反する。」²⁾

賃金決定における年令重視は以上のような「生活給」思想の一つのあらわれであつたが、諸手当、特に家族手当の増大もその一つであつた。この家族手当は日中戦争の開始前後から実施されはじめ、戦争の本格化に伴つて厚生省の奨励により急速に拡大したのである。すなわち、国民徴用令及び重要事業場労務管理令(1942.2)による賃金規則認可の運用方針としてこの手当の支給が強制されたのであつた。³⁾

このような賃金の「生活給」化は石炭産業でも例外ではなかつた。否、国家の「生活給」化指導を全賃金形態の中で位置づけた指示は石炭産業において最初に行なわれたとも言えるのである。賃金統制令公布以降、国家が最初に出した賃金形態に対する指示は石炭産

業に対してであつた。⁴⁾以下はその指示である。基本給と家族手当に関する部分のみを転載する。

昭和十七年十月十三日

厚生省労働局長

各鉱山監督局長殿

石炭山労務者ノ賃金ニ関スル件依命通牒

今般石炭増産対策トシテ石炭山労務者ノ勤続ヲ奨励シ稼働率並ニ能率ノ向上ヲ図リ以テ出炭能率ノ増嵩ヲ期スル為左記各項ニ依リ各鉱山ノ事情ニ照シ適切ナル給与ノ指導ヲナシ石炭増産上効果ヲ収メシムル様致度依命此段及通牒候

記

一、賃金制度ノ合理化

1. 基本給(保証給)ノ設定

鉱山労働ハ其ノ重筋労働タルノ性質上請負給制度ニ依ル場合ハ殊ニ年令ヲ重予体力ノ衰亡スルニ從ヒ其ノ収入ハ減ズル傾向ニ在ルヲ

以テ賃金ノ不安定、生活不安ヲ齎シ延イテハ
労働ノ定着性ヲ減損スル虞アリ。

依ツテ一定年令ニ達シタル時期ニ於ケル生
活安定ヲ保証シ労働ノ定着性ヲ確保スル為左
ノ方針ニ依リ賃金制度ノ合理化ヲ為サシムル
コト（方針(イ)(ロ)(ハ)は略す）

2、賞与ノ支給 略

3、精勤手当、勤続賞与ノ支給 略

4、家族手当ノ支給

扶養家族ヲ有スル労務者ノ生活ヲ安定シ能
率増進ヲ図ル為家族手当ヲ支給セシムルコト

二、臨時手当ノ支給 略

こうした指導に推進せられて石炭産業でも
「生活給」化がすすめられる。これを示す適
当な資料を見い出せなかったが、北海道炭鉱
汽船では「生活給」化を示す諸手当の増大は
次のようであった。⁵⁾

(1) 1939年の賃金規則には、出稼賞与、救護隊
手当、兵役手当、戦時心労手当、忌引手当

の5種類が規定されていた。

(2) 1941年には勤務手当、職務手当、休業手当
が新設された。

(3) 1942年6月には家族手当が追加された。

重要事業場労務管理令(1942.2)にもとづく
指導によるものと思われる。

(4) 1944年9月に決戦増産手当が新設され、定
着手当、出勤手当、出茂手当、入坑手当が
同年1月にさかのぼって支給された。

(5) 1944年12月の賃金規則には、特殊作業手当、
不便手当、入坑手当(9月新設のものと同
なる)、軍事参会手当、慰労休暇手当、協和
寮手当、特別協和員手当が新設された。

諸手当は少しづつ変更されながらも存続し、
1945年11月には表23に示されるほどの多数に
のぼったのである。手当以外にも産業報国会
による共済が拡大されていたから、基本給以
外の収入は大きな比率を占めるに至った。

さて、賃金統制の有名無実化と「生活給」
化は労働者の名目賃金の上昇をもたらし、

表23 (A)

[illegible]

諸手當一覽表

(昭和二十年一月現在)

○印は支給該当を示す

表 23 (B)

[illegible]

物価上昇がそれを上まわり実質的な賃金を引き下げていたことは周知のところである。1939年10月の賃金臨時措置令と同時に出された価格等統制令によって、以後主要消費資料は統制価格による売買が強制されたのだが、実質的にはヤミ価格の形成によって有名無実化し、生計費上昇は驚くべきものであった。この物価政策という面では国家はほとんど見るべき影響を与えなかったと言えてよいであろう。

ところで、表24に示された指数は民営工場の場合であって、一般に他産業に比して高賃金であった石炭炭業では、必ずしもあてはまらないとされるかもしれない。しかし、鉱山業全体を見ると1936年と100とした場合の男子坑内労働者の名目賃金指数は1940年171.5

表24 民営工場労働者の貨幣賃金および実質賃金指数 (1934~36年平均=100)

年	貨幣賃金		生計費指数	実質賃金	
	定額賃金 A	稼得高 B		定額賃金 A/C	稼得高 B/C
1935	99.6	99.7	101	98.6	98.7
1939	114.3	129.8	139	82.2	93.4
1940	123.3	147.5	180	68.5	81.9
1941	130.0	166.1	210	61.9	79.1
1942	136.4	179.9	273	50.0	65.9
1943	145.3	211.2	321	45.3	65.8
1944	159.2	240.6	401	39.7	60.0
1945	—	289.9	703	—	41.2

【備考】 1) 山田幸三「戦時中の労働者」(「現代日本資本主義大系」労働) 1958年所収) 97ページによる。
2) 原資料：貨幣賃金は日本銀行労働統計・内閣統計局、賃金物価統計月報所収のもの。なお、「定額賃金」は定額日給のことであり、「稼得高」は歩増、早出残業手当等を含み、半年年末の賃金および実物給与は含まない(原名「実収賃金」)。
3) 生計費指数は一橋大学研究所「経済統計」所収のもの。ヤミ物価が考慮されている。
4) 指数は1944年6月以降不詳のため、内閣統計局賃金毎月調査による平均賃金により1944年、1945年平均を算出。ただし20年は6月の結果による。

前掲『太平洋戦争下の労働者』P65

41年195.9、42年204.1、43年224.4、44年236.3、45年317.6であって、表24中の貨幣賃金稼得高と近似しており、ほぼ同様なことが言えるものと見てよいと思われる。

むしろ、表24であらわされる稼得高のうち、

表25 貯蓄と献金の引き取り額

三菱美根炭鉱先山の
1943年12月の場合

総所得	155.57円
国民貯蓄	20.00
献金	5.00
統制貯蓄(附)	8.00
関係班献金	0.50
計	33.50

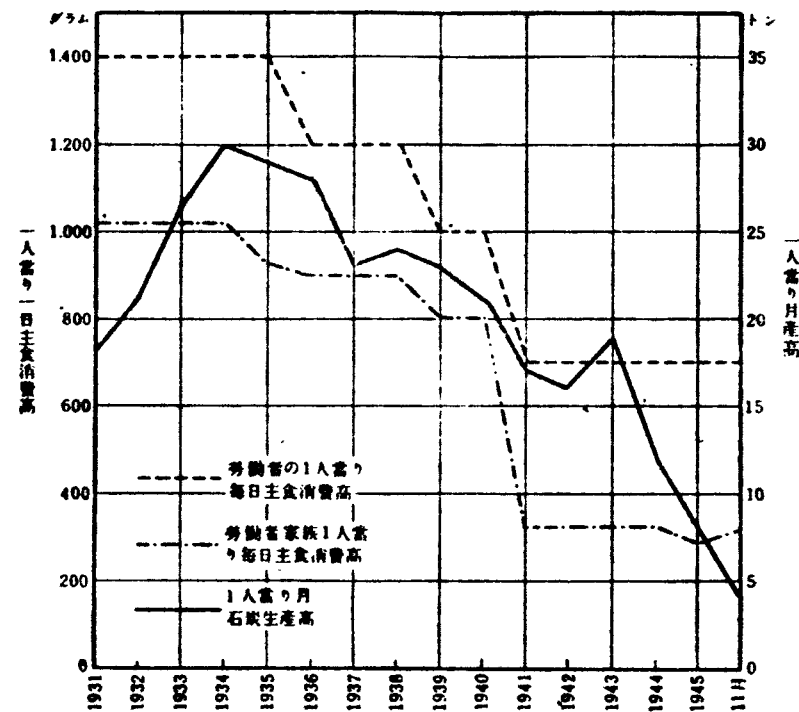
$$\text{可処分所得} = \frac{155.57 - 33.50}{155.57} \approx 78\%$$

前掲『炭鉱の労働者』P53

実質的な可処分所得はその8割程度であったことに注意する必要がある。すなわち、半強制的に行なわれた貯蓄と献金によって可処分所得は大幅に減少していたのであった。しかも、これらの引き取り額は年を追って急増していたのである。

こうした炭鉱労働者の生活状態の悪化は、一人当り石炭産出高に直ちに反映はなかった。1943年から1945年にかけて一人当り月石炭産出高は表26のように急カーブを描いて下

表26 職工家族の主食消費量と石炭生産高との関係
日本内地 1931—1945 年



前掲『戦前戦後の日本経済』下巻附録P5

落ちていたのである。そして、この急カーブこそ、戦前日本帝国主義が奈落の底に落ち沈む姿に他ならなかったのである。

1) 以下の素描については前掲『太平洋戦争下の労働者状態』P89～101に多くを
見ている。詳しくは同書を見よ。

2) 中川一郎「賃金制の否定と給与制の確立」P5〔協賛会〕社会政策時報の
1944年6月号所収

3) 大西清右、滝本忠男『賃金制度』P105による。

4) 前掲『戦時労働事情』P53による。なお以下の通牒も同ページからの引用である。

5) 前掲『七十年史・勤労編——オイ次稿本——』P232～236による。

6) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』P77の表を参照。

7) 同上 P68の表による。

Ⅶ 総括 —労資関係の弛緩—

戦時石炭産業のかかえた矛盾を解決するためにとられた諸対策は、石炭産業における労資関係に一体何をもたらしたのであるうか。

国家の労働市場政策が、結局は動員政策へと絞り上げられた過程は前述のとおりであった。しかし、この動員政策こそ経営にとって「質」の悪い労働者をもたらした原因だったのである。それは不熟練労働者であるという意味だけではない。経営が包摂し得ない質をすでに持つに至っていた労働者をも動員せねばならなかったという意味で質の悪い労働者だった。

そのオ1は、戦前は経営から排除されていた社会主義者であった。三菱美唄炭鉱労働組合の結成に際して大きな役割を演じ、初代委員長に就任した水谷孝はこの顕著な例である。その略歴を見てみよう。

水谷孝の略歴¹²

明治35年7月29日九州の長崎に生まれ、本

郷孝として成長した。ここで中等教育を受け、その後中国に渡り北京大学に学んだ。日本へ帰ったからは社会科学の研究をしたり、前進座で俳優修業もおこなった。著述では藤枝丈夫のペンネームで『月刊ロシヤ』『改造』『戦旗』『ナツプ』『コップ』などに中国問題の評論を発表した。昭和十六年十月三菱美唄炭鉱へ夫人の水谷姓を名乗り入社した。工作課の坑内機械夫で、二坑の捲揚機運転工、工作課雑務となつて敗戦を迎えた。(傍点は引用者)

炭鉱労働者の移動の最盛期に、おそらく前歴を秘匿するためと思われるが、夫人姓を名乗り、一労働者として、インテリとしてではなく三菱美唄に定着した水谷孝こそ、経営が包摂し得ない質をすでに持つていた労働者のオ1の代表例であろう。

オ2の例として、中国人労働者もあげられる。最後の動員政策として、中国人強制連行が行なわれたことは前述のとおりである。この中国人労働者の多くは華北地方で俘虜にさ

れた軍人、抗日ゲリラ、一般住民であった。
このことによって、大部分が中国共産党の影響下にあった中国人であることが想像できる。事実、前述したように三菱美唄で中国人労働者を組織していたのが「隊長であったオハ路軍張少尉」であったことがうかがえるし、炭鉱ではないが連行された中国人が1945年6月30日蜂起したことで有名な秋田県花岡鉱山の蜂起²⁾においても、次のように叫ばれて明確に抗日斗争として意識されていることが知られている。「われわれは全員死ぬかもしれない。しかし今こそわれわれは立ち上がるなければならない。立ち上がって日本軍国主義者のためにつかわれてきた罪をつぐなわなければならない。」

こうした中国人労働者が経営に包摂し得ないものであることは明白である。敗戦直後の炭鉱における中国人蜂起は、こうした経営に包摂できない労働者をも労働力として動員せざるを得なかった日本帝国主義の労働政策の

破綻のあらわれとしてみるべきである。

社会主義者の流入と中国人労働者の連行、及び彼らの敗戦直後における行動こそ、戦時労働政策が労働市場の面において必然的に労資関係の弛緩をよびおこしていたことのあらわれであった。

戦時の増産が労働強化とそれを支える精神主義によっていたことは前述したとおりである。そしてこの労働強化が乱掘をもたらし、採炭技術の後退、すなわち熟練を必要とする残柱式の増大をもたらし続けていたことも事実であった。しかし炭鉱においては前述したように熟練労働者は減少の一途をたどった。ここにおいて切羽における労働者統轄の後退が生じるのである。そしてこの統轄の後退は作業時間中の実働時間の極端な減少として、すなわち、経営のもとに労働者が実質的に包摂されている時間の減少として顕在化する。1943年4月ごろ、すでに次のように言われている。「併し今はさういう機械化ということも簡単

に行かぬので、どうしても人の力によらなければなりません、処が切羽の申に入って見ると二年以上の熟練坑夫の人がおなくなつてゐる。炭を掘つてゐる人は殆んど半島の人と、それから勤労報国隊も十日程前にやって来たといふやうな人だけが働いてゐる、先山と称する先輩の坑夫が二人、三人と未熟者を引張つて行って段取を与へてやるわけなのですが熟練者がなくなつたためそれが殆んど出来ない様子です、その結果あそこでは四時間半から四時間五十分位の作業時間の六〇%か七〇%しか実際には働いてゐない。所謂先程出ました実働時間というものは六〇%から七〇%といふ実情です。而も各人の仕事のやり方は段取を付けてやる人がゐないものだから土方の作業見たいに非常にばらばらになつてしまつて、一番よく働いてゐるものでも七五%、而もばらばらの仕事をやって居りそれが差当り炭が出ないという欠陥だらうということになりました。」³⁾ (傍点は引用者)

熟練の必要性と、それに反する不熟練労働者の増大は労働過程における統轄を弱めてしまつた。戦時のサボタージュや生産妨害もこの内に位置づけられるのである。三菱の生産妨害の様子は次のように言われている。「見通しのきかない切羽条件を利用して故意に大きな塊炭をコンベヤーに入れ、石炭の流れを止めたり、止つてゐる間に石炭をどんどん詰めこ、スイッチを入れても動かなくした。」⁴⁾ どうして「見通しのきかない切羽」ができたのか。「一私に配置される係員(私担当1人、飛破係2〜3人)の絶え間ない監視を受け」た戦前と異なり、係員の減少による労働者統轄が弛んできていたということが想像できるのである。

さらに、労働強化を支える精神主義も空疎となつてきていた。前述のように約1年間に8回も精神運動期間が設けられること自体、この精神主義の無力性と限界を示していると思つてよいであらう。また戦争を通じて炭鉱労

働者は高い就業率

表27 全国炭鉱労働者就業率 (%)

を維持していたが		全国	4月	6月	10月	12月
この高就業率を支	1940	81.0	80.4	80.9	79.7	81.6
えたもの考える	41	82.0	81.0	81.2	80.8	83.1
と、精神主義をと	42	83.2	—	—	—	—
もなった員数だけ	43	85.0	84.6	79.5	81.8	84.9
とろえれば良いと	44	—	86.1	80.9	82.5	82.5
いう思考様式があ	45	—	83.7	85.2	57.1	78.5

ったものと思われ

前掲『石炭国産税判例』P431

る。三菱美唄では次のような例があった。K 採炭夫が腹痛で欠勤したところ「翌日詰所員は出勤せよと迫ったがKは断わった。しかし詰所員は職権を笠に『体がもたないなら、切羽までいって早退してもよいから』と強引に入坑させた。」⁶⁾

切羽における労働者統制の後退と精神主義の空疎化、これが労働過程において顕在化していた労資関係の弛緩であった。

前述のとおり、賃金形態は戦前戦中で大きな変化が見られた。すなわち、戦前における

経営の「査定」による賃金決定を重視した形態から、戦中の「生活給」化である。それがどの程度の割合で進行していたか、戦時中賃金形態に関する統計が一切ないので、我々は知ることはできない。しかし、この「生活給」化に伴ない、必然的に経営による恣意的な判断によって決定される賃金部分は減少し、かわって一定の規準のもとに、いわば「公平」に賃金が決定される部分が増大したことは否定できない。この賃金形態の変化は、日本帝国主義が戦争を遂行する際の思想的動員の結果生み出された「皇国勤労観」にもとづく天皇制イデオロギーの賃金政策における発現であった。しかしこのようにして生まれた「生活給」自体は、経営が恣意的な判断を行なうことのできる範囲をせばめ、経営による労働者把握を弱体化せしめたのである。発破係員による「歩建」は、査定を行なう係員の減少にともない有名無実化していたのではないかと推測されてよいのではないだろうか。

こうした賃金形態の変化、すなわち「生活給」化にともなう経営による労働者包摂の後退こと、労働者の生活過程の面での労資関係の弛緩であった。

以上あげた三つの点、すなわち、経営によって「質」の悪い労働者の流入、切羽における労働者統轄の後退と精神主義の空疎化、「生活給」化による経営の労働者把握の弱体化という三つの点における労資関係の弛緩は、すべて、日本帝国主義の侵略拡大と米英帝国主義との対立にその根本的原因を持つものである。IIでの直接的管理体制の強化と比して見れば、この弛緩はより鮮明になる。日本帝国主義が侵略拡大を必至とし、帝国主義的対立を必至とするものである以上、これらの労資関係弛緩の顕在化は避けられないものであった。日本帝国主義が太平洋戦争に突入したことは、軍事的敗北という意味だけでなく、自らの資本主義成立の基盤たる労働者の資本への包摂を不可能なものとしていったという

意味において、戦前日本帝国主義の崩壊過程であったのである。そして、無条件降伏という形で軍事的敗北に決着がついたあと、弛緩していた労資関係のもと、炭鉱労働者は様々なことを契機として斗争に立ち上がったのである。

1) 前掲『炭鉱に生きる』 P133

2) 前掲『草の墓標』 P203以下による。花岡峰起についてはこれ以外にも、松田解子『地底の人々』 活澤『花岡川の嵐』 赤津猛造『花岡暴動』を参照。

3) 見玉琢氏談。前掲『戦時労働事情』 P86。

4) 前掲『炭鉱に生きる』 P113

5) 同上。 P77

6) 同上。 P113。

完